

小中一貫教育推進委員会 公開基準（案）

制定 平成26年 月 日 小中一貫教育推進委員会決定

（公開の原則）

- 1 小中一貫教育推進委員会（以下「委員会」という）は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

（傍聴）

- 2 傍聴については、「小中一貫教育推進委員会の傍聴に関する取扱要領」によるものとする。

（会議録）

- 3 委員会の会議録は、その要旨を作成し区ホームページに掲載し公開する。なお、発言者の氏名は公開しないものとする。

（資料）

- 4 委員会において配布された資料については、原則として区ホームページに掲載し公開する。

（その他）

- 5 その他、この基準に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、委員長が決定する。